

名古屋市上下水道局管理規程第23号

名古屋市上下水道局退職し、又は死亡した職員の期末手当及び奨励手当の支給に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第37号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

第2条第3号ア中「局長」を「上下水道局長（以下「局長」という。）」に改める。

第8条第1項中「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額」を「当該職員の奨励手当基礎額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じ、別表に定める割合を乗じて得た額」に改め、同項第1号及び第2号を削り、同条第3項中「合計額」の次に「（管理職員にあっては、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額）」を加える。

第9条第2項第4号中「その勤務しなかった期間」の次に「。この場合において、1時間単位の職務に専念する義務を免除された期間があった場合には当該職員の1日当たりの正規の勤務時間（1時間に満たない端数があるときは、1時間に切り上げる。）をもって1日と換算し、換算後に1日に満たない端数があるときは1日とする。」を加え、同項第6号中「7時間45分」を「について当該職員の1日当たりの正規の勤務時間」に改め、同項第9号及び第10号中「8時間」を「当該職員の1日当たりの正規の勤務時間」に改める。

第10条に次の1項を加える。

- 2 前項第2号の規定により職員の在職期間が6月となるときは、同号の規定にかかわらず、職員の在職期間は、5月以上6月未満とする。

第11条第1項中「第8条第3項に規定する「これらに対する地域手当の月額」及び」の次に「これに対する地域手当の月額」並びに」を加え、同条第2項中

「（以下「給料等の月額」という。）並びに基準条例第11条後段に規定する奨励手当の計算の基礎となる給料等の月額」を削り、同項第1号から第3号までの規定中「給料等の月額」を「給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額」に改め、同項第4号中「上下水道局長」を「局長」に、「給料等の月額」を「給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 基準条例第11条後段に規定する奨励手当の計算の基礎となる給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額（管理職員にあっては、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額）については、前項の規定を準用する。
- この場合において、管理職員にあっては、同項各号中「給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額」とあるのは、「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額」と読み替えるものとする。

第11条の2第1号中「1,000分の875」を「1,000分の900」に、「1,000分の1,060」を「1,000分の1,085」に、「100分の104」を「1,000分の1,040」に、「100分の137」を「1,000分の1,475」に改め、同条第2号中「10,000分の4,175」を「1,000分の430」に、「10,000分の5,025」を「1,000分の515」に、「10,000分の4,975」を「100分の51」に、「10,000分の6,575」を「100分の67」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。